

市内事業者の皆さまへ

【補助率・補助金額】
・対象経費の3分の2 ・上限10万円

鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金

鳥取市の消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図るため、新たにキャッシュレス決済を始める事業者に対し、導入・運用に係る経費の一部を支援します。

【補助対象者】

鳥取市に事業所を有する次の各号のいずれかに該当する事業者。

- ① 消費者と対面で金銭の授受を行う事業者
- ② キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、鳥取市内の事業所でキャッシュレス決済を導入及び運用するもの

【補助対象事業】

- ① 補助対象者がキャッシュレス決済を導入し、運用を行う事業
- ② 本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の1月末日まで(令和5年度中に本補助金の交付決定を受けた場合は、令和7年1月末日まで)に完了しなければならない。

対象経費	備考
キャッシュレス決済端末及び附属品の購入に係る経費	キャッシュレス決済端末本体機器（タブレット、スマートフォン等）、附属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダライタ、バーコードリーダ等）、設置費用、インターネット回線の開設に要する工事費 ※リース及びレンタル料に係る経費、割賦支払いによる経費、その他キャッシュレス決済導入に必要と判断できないものは含まない。
キャッシュレス決済に要する手数料	キャッシュレス決済を導入した月から連続する6月分を上限とする。 ※月の中途からキャッシュレス決済を導入した場合、1月未満の部分を1月分とする。

◇ お問い合わせ ◇

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課 地域経済係

TEL : 0857-30-8282 FAX : 0857-20-3947 Email: keizai@city.tottori.lg.jp

補助要件等詳細については、右記へお問い合わせいただくか、鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください。



検索：鳥取市キャッシュレス